

家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の改定に関する 第2回検討会 開催結果

1 日 時 令和6年10月29日(火) 午後2時～4時20分

2 場 所 京都府公館4階 第5会議室

3 出席者 委員(別紙委員出席者名簿のとおり)
京都府関係者(別紙関係課出席者名簿のとおり)

4 議 事

- (1) 次期「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」中間案について
- (2) その他

5 意見等の概要

(○=座長・委員、■=事務局)

全体について

○ 「こども」と「児童」の記載の違いは、「こども」はこども基本法によるもの(年齢は特に定めず心身の発達途上にあるものとの定義)、「児童」は児童福祉法による18歳未満のもの、という認識でよいか。

■ ご認識のとおり

家庭における養育への支援について(Ⅱ-1)

- (1): 在宅で行われる支援の一つに「見守り」があるが、「見守り」と称して触るべきを触れず、結果的に重篤化してこどもが施設に入所することがある。あとで振り返ると、「この時点でこうしていれば結果は違ったのではないか」と感じるケースもあり、予防的対応における「見守り」の質を高める必要がある。
- 地域で見守り活動を行う中、こどもの様子に変化があると学校とは連携するものの、家庭内に踏み込むことに難しさを感じる。
- 学校がプラットフォームとして、日々のこどもたちの色々な様子を受け止める場となっている。家庭にどう支援していくかが大事だが、受け止めたものをどう発信し、市町村こども家庭センターや児童相談所につないでいくかが難しい。
- 来年度から一時保護開始にかかる司法審査制度が始まり、地域の関係機関と児童相談所とのより一層の連携が必要となる。また、裁判所に一時保護の必要性を説明するため経過等を示す必要があり、関係機関においては経過記録の在り方など、より一層気を遣う必要がある。
- (2)ア: 児童家庭支援センターの設置目標5ヵ所について、具体的な目途や目安があれば教えていただきたい。
- 地域性を勘案して設置場所を検討していく。
- (2): 児童家庭支援センターの機能について、児童相談所がすでに関わった虐待ケース等に対応するのか、または市町村等で見守りをしていたケースに対応するのか、どちらもか。
- 児童相談所から指導委託されるケースと、市町村からあがってくるケースと、両方に対応する。児童養護施設に付設する児童家庭支援センターの強みとして、児童養護施設の職員は、こどもたちの生活支援を行うだけでなく、保護を要するこどもの親とも多くやりとりしており、相談対応にあたるた

めの一定のノウハウがある。地域の資源として活用いただきたいが、例えば児童相談所からの指導委託ケース数を少しずつ増やすなどして、児童家庭支援センターを育てていただきたい。

- (3)：妊産婦支援における具体的な課題が知りたい。妊娠期からの生活支援、地域と連携した見守り、ケースによっては子どもが生まれる前から里親候補者と連携をとることなどができれば、悲惨な結果を防ぐことができるのではないかと。気になる妊婦の背景に、経済的困難や妊婦自身が被虐待経験がある等、家庭環境の問題が大きい場合が多い。妊婦の親も含めた家庭全体への生活支援を、産む前からどう行っていくかが重要であり、計画に書き込めると良い。
- 現状分析が不十分な部分であり、現時点の中間案には、実態を踏まえた取組を記載できていない。
- 市町村においては、妊娠届が出た段階で全件保健師が面談を行い、必要な支援につなぐという取組が始まっている。また、京都府では今年度からモデル的に妊娠 SOS 相談を助産師会と連携して始めており、多数の相談を受けている。今後、特定妊婦への支援をしっかりと行っていく。
- 少子化の流れもあり、プレコンセプションケアの必要性が言われるようになり、性教育も含めた様々な観点から、産む前の支援や準備の教育について連携が始まっている。そういったことも含めて、体制や連携の強化を行っていただきたい。

児童相談所における支援について(Ⅱ-2)

- (2) ア：一時保護施設の定員数について、乳児についてはほぼ全ケースが乳児院へ一時保護委託されるが、この項目ではあくまで児童相談所に付設の一時保護所の定員数について記載されていると理解したがどうか。
- お見込のとおり
- (2) イ：一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保数について、計画期間における目標数が里親登録数に近い数となっているが、一時保護中は委託された子どもを保育所や学校へ行かせることができない場合が多い。共働きの里親が多く、全ての里親が一時保護委託を受けることは難しいのではないかと。
- 今後里親等委託をさらに推進していく中で、里親等登録数を増やすことも目標として設定しており、それに基づいて一時保護委託可能な里親等数を記載している。
- 一時保護委託中の学習保障が課題。法的対応中など長期間の一時保護委託が見込まれる場合は、地域の学校に事情を説明し登校ができていないが、全てではない。また、子どもの登校時間は通常施設職員は休憩、協議、庶務を行うが、登校できない子どもがいるとその対応が必要となる。
- 一時保護を経験した立場から、進路選択の時期など、タイミングによっては学校へいけないことに不安を感じる子どももいると思うので、そういった子どもへのフォローがあると良い。
- (3)：養育者や生活環境がより永続的、継続的に保障されることがパーマネンシー保障の根幹であり、「パーマネンシー＝里親」となればよいが、それに限らず、施設が担う可能性も十分にある。高齢になった施設退所者やその家族等が施設を訪ねて来るケースも多くあり、施設がそこにずっとあるということの意義もある。
- (3) ①：継続的な支援が必要にも関わらず、保護者とつながることが困難であったり、子ども本人にも了解を得ながら支援を行っていくことについて、苦勞されていることがわかる。そのため、関係機関でケース会議等を開催しながら、お互いの立場を理解しつつ援助方針を話し合っていくことの重要性と、その難しさを日々感じる。
- (3) ②：特別養子縁組の申立件数について、そもそも数値目標を設定することは違うのではないかと事務局意見に賛成する。数値目標を追いかけるのか、それとも実態かと各都道府県において本計画についての考えが様々な中、実際の現場や子どもの権利など色々と考えていただいていると答えてもらう。
- (3) ③：民間あっせん団体からの縁組が多いため、民間あっせん団体との連携や支援は大切。ま

た、特別養子縁組成立後も、児童相談所等による支援がしっかりと継続されるようにしてもらいたい。

代替養育を必要とするこどもへの支援について（Ⅱ－３）

- （３）①：里親等委託率について、前回改定時よりもさらに高い目標が設定されるということで、絵にかいた餅にならないようにしないといけない。ただ委託数が増えていくのでは、里親が疲弊する。里親支援センターを設置し、里親を支援する体制強化に真剣に取り組んでいただきたい。
- （３）①：数字だけを見ると増えたなという印象。また、目標を掲げることで、そういったケースワークが増えることを懸念する。数字ありきでなく、一つ一つのケースに応じた支援を行うべきである。
- 里親等委託率について、国の要領等に基づいた数値を元に、現に施設で生活しているこどもの個々の状況を調査し、その中で里親等を支援することで環境を整えば、里親等委託が可能となるであろうこども数の推計を参考に目標値を設定した。里親支援を推進することを、何か数値として目標設定する必要があるというのが、国が示す要領の意図と思われる。皆さんの意見をいただきながら、京都府としてどうしていくのかをこれから決めていかなければならない。
その上で、数字ありき、例えば里親等委託率を上げるために里親委託が適当でないこどもを委託するなどあってはならないし、現場もそんなことは考えていない。また、絵にかいた餅にならないよう、京都府として施策を講じていかなければならないし、それに向けた努力はすべて行っていく。そういう目標を目指してやっていくことが、結果的に一人一人のこどもにとって一番良い選択肢を提示できることとなり、こどもの最善の利益を確保することにつながると思う。
- （３）②ア：里親支援センターについて、令和7年度設置目標の2カ所は、設置場所等どういうイメージか。また、現在の里親支援専門相談員は南北の施設に離れて配置されているが、包括的な里親支援体制においては、今の里親支援専門相談員を増やして施設も巻き込んだ形か、それとも新たな形を考えているのかをお聞きしたい。
- 北部、南部で1カ所ずつの想定。現在施設で里親支援専門相談員として実績を積んでいただいております、今後の体制においてもそれを地域の資源として活用することを考えていかなければならない。
- （４）①イ：施設で養育が必要なこども数の見込みについて、これは施設の定員に関わるものか。また、一時保護児童が含まれているか。
- あくまで試算による見込数であり、定員とはリンクしない。また、措置児童のみに関する数であり、一時保護委託や、市町村のショートステイ事業により受けていただいている児童数は含まない。
- （４）①イ：施設の小規模化を検討している中で、今後の定員数についてどう考えていけばよいか。
- 今回、定員の目標値を本計画に記載することは考えておらず、施設が今後どういう形で小規模化や多機能化等を図っていくかという点についてのみ目標設定している。
- （４）②：多機能化に関して、施設が所在する市町村のショートステイ事業の利用件数は多いが、それ以外の市町村からの利用は少ない。今後、広報等を行い認知が広まることで利用希望が増えた場合、地域のニーズには応えていきたいが、本体施設の職員体制が整わないと受け入れることができない。地域支援は行っていきたいが、本体施設のこども数によって施設の収入が決まるという不安定な現状があり、施設の安定的な運営についても引き続きご協力いただきたい。
- 施設においては、元々地域に根付いた事業を展開されていると認識している。措置される児童数や定員に応じて支援いただいていることに加えて、多機能化及び機能転換しながら、地域の資源、またその拠点としての役割が今後ますます社会福祉施設には求められているところ。京都府として、財政的に厳しい状況がありすぐに補助等とはならないが、そういった支援を検討していくことは、必要と考えている。

- (4) ①<現状>において、「特別支援学級在籍（通級含む）」とあるが、通級は普通学級の児童が行くという考えのため、「通級含む」とされた意図をお聞きしたい。
- 前回検討会にて、施設等で生活する子どもについて、障害者手帳を取得していなくても、対応等が難しく、特別な支援が必要な子どもが増えているという話があったため、その現状をできるだけ広く把握するため、このような記載とした。
- 今施設入所している子どもの中で、特性があることが施設への入所理由となっている子どもの割合はどうか。現場で子どもをみていると、対応が必要な子どもはどんどん増えており、今後施設養育を必要とする子どもの割合は、今よりも増えるのではないか。出生数が減り実数としては増えていない印象を受けるが、割合としては増えると考え、今と同じ計算式が妥当か疑問がある。
- 前回検討会でもご意見をいただき、我々としても認識はもっているが、国の要領を一定踏まえた形で数字を算出し、またその数字の根拠を今後国へ説明する必要がある。できるだけご意見を踏まえた計画としていくが、数字にどれだけ反映できるかについては、今後考えてまいりたい。
- 十分に医療に関わっていない子どもが相当数あり、背景には児童精神医療の貧困がある。今の中学生や高校生年齢における対応に困る子の数と比べ、10年後にはかなり増えていると考えるため、そのあたりをイメージしておく必要がある。また、このことは医療における問題でもあり、福祉と医療とがこういうところで結びついているということを経営にもご理解いただきたい。
- 発達障害に関して医療ニーズが大変高まっており、専門医療機関に受診が集中し、待機期間が長くなっている現状は認識している。必要な方が早く診断に結びつくように、専門医療機関以外でも受診ができるようにであるとか、福祉や教育等の関係者で支援する体制づくり等に引き続き取り組んでまいりたい。

社会的養護自立支援の推進に向けた取組について

- 障害者手帳をもたないが、発達課題のある方が里親や施設を出ていく際の就労支援体制を強化していただきたい。就労支援だけでなく、生活支援を含めて行っていないと、不安定な生活の中でその方が子どもを産んで、その子どもがまた施設や里親に預けられるというような、負のスパイラルに陥りかねない。民間ベースでも発達障害児の就労支援の動きがでてきているが、行政もしっかり関与し、このあたりも計画に入っていけば良いと思う。